

令和3年大和市農業委員会第11回総会議事録

令和3年11月16日（火）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	10番 遠藤一直委員
2番 柏木明委員	11番 田邊義之委員
3番 渡邊カク委員	12番 木村賢一委員
6番 長谷川慶太郎委員	13番 上野岩雄委員
7番 池田俊一郎委員	14番 保田嘉一委員
8番 山口喜充委員	15番 岩崎敏博委員
9番 眞壁浩二委員	16番 荒井隆幸委員

2. 本日の欠席委員

4番 青木裕一委員	5番 小川道子委員
-----------	-----------

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	村瀬 知一
次長	岸田 靖雄
主査	高田 直樹
主査	中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	諸報告
日程第3	報告第40号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第4	報告第41号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
日程第5	報告第42号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出

について

日程第 6 報告第 4 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程第 7 議案第 1 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 8 議案第 1 8 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 4 0 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 4 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

報告第 4 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による所有権移転の届出について

報告第 4 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第 1 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 1 8 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

午前 10 時 00 分 開会

○議長 ただいまの出席委員は 14 名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。これより令和 3 年 11 月大和市農業委員会第 11 回総会を開会いたします。議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、14 番、保田嘉一委員、15 番、岩崎敏博委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、総会資料 1 ページをご覧ください。

10 月 27 日、第 45 回大和市民まつり実行委員長選出会議及び第 1 回役員会が開催され、眞壁職務代理が出席されました。

11 月 8 日、令和 3 年度県央地区農業委員会連合会第 1 回会長・事務局長会議が開催され、会長が出席されました。

11 月 9 日、令和 3 年度第 1 回大和市都市計画審議会が開催され、会長が出席されました。

11 月 12 日、第 80 回大和市開発審査会が開催され、長谷川委員が出席されました。諸報告につきましては、以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますか。
長谷川委員。

○長谷川委員 11 月 12 日に第 80 回大和市開発審査会が開催されました。2 件の案件がございまして、2 件とも無事可決ということで通過いたしました。
以上です。

○議長 ありがとうございました。

ほかにございますか。

眞壁委員。

○眞壁委員 先ほどご報告がありましたように、10 月 27 日に第 45 回市民まつりの実行委員長選出及び役員会が開催されたのですが、私は初めての委員会に出まして、商工会副会頭の方が実行委員長となりました。

第 1 回の役員会で、来年は通常どおり市民まつりを実行する計画で進んでおり

ますけれども、このような状況なのでどういうことになるか、中止になるかどうかは、来年の1月ごろが目安だということでお話を聞きました。

ほかの実行計画は、ある程度進んでおります。以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、私から2件ほど報告いたします。

1 1月8日、県央地区農業委員会連合会第1回会長・事務局長会議の関係でございます。こちらは1年3カ月ぶりの会議で、顔合わせということと、あと、議案としては2件ほどございました。連合会の負担金についてと、県央地区農業委員会独自要望書案ということで検討をいたしました。

1 1月9日、第1回大和市都市計画審議会が開催されました。議題は2点ほどございまして、1点目は、大和の都市計画、生産緑地地区の変更について市長から諮問があり、諮問どおり答申することに決定いたしました。

若干数字的なことも含めて報告させていただきますと、まず、今回の変更内容でございますけれども、変更理由としては、営農継続が困難となった地区、また、公共施設等の用に期する地区について生産緑地地区の変更を行うということ、それと、登記地籍が変更された地区について面積変更ということでございます。

数字を申し上げますと、廃止が7カ所、区域の縮小が4カ所、これは公共施設、保育園の関係の建設が一部入っている。それと、面積変更の中では、12カ所が増、減少が7カ所。こちらは、特定生産緑地ということで、都市計画審議会でも登記簿を確認して見直しますので、その辺がこの部分ということでございます。結果的に、増減面積を申し上げますと0.9ha減、箇所としては7カ所の減というところでございます。7カ所の減の理由につきましては、主たる従事者の死亡による行為の制限解除ということでございます。

2点目として、特定生産緑地の指定について中間報告がございました。令和3年10月18日の時点で合計数字を申し上げますと、合計で、箇所数が384カ所、統計地積については57.29ha。第1回指定、令和3年4月5日に指定がありましたが、こちらは26.4ha、2回目の指定、令和4年3月予定分ですが、こちらは、既に申請等あったものが15.2ha、第1回と第2回の合計で41.53ha、72.5%で、検討中のものが11.3ha、1

9. 7%、意向なし、廃止の予定が4.47ha、7.8%でありました。

まだ、意向なし、廃止の部分については追加申請まで時間がありますので、残す努力をしていただきたいということで、委員からも意見がございました。

報告は以上でございます。

本件は報告案件でございますので、以上をもって終結いたします。

○議長 それでは、次に進めます。

日程第3、報告第40号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告第40号についてご説明いたします。

議案書の1から2ページの2件がございました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第41号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について及び日程第5、報告第42号、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 説明させていただきます。

報告第41号については、議案書3ページの7件が、報告第42号については、議案書4ページの5件がございました。案内図は総会資料の4から7ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですかね。質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第6、報告第43号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題に供します。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第43号についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。総会資料は8、9ページでございます。

これは、租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている手続です。農業を営んでいた被相続人から、農業を相続し今後も農地を耕作することを確認したものであることを証明するものです。交付された証明書は税務署に提出されます。

受付番号1番について、相続人は、被相続人の存命中から農業経営をしていました。相続後も農業経営を継続していく意向です。現地は露地野菜畑として良好に肥培管理がなされております。ついては、10月20日に山口委員と相続人立ち会いのもと、現地確認の上、納税猶予を受けるに適格者であることを確認し、証明したものです。

次に、受付番号2番について、相続人は、被相続人の存命中から農業経営をしておりました。相続後も農業経営を継続していく意向です。現地は植木畑及び観光花農園として良好に肥培管理がなされております。ついては、10月22日に古木委員と相続人立ち会いのもと、現地確認の上、納税猶予を受けるに適格者であることを確認し、証明したものです。

以上、ご報告いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております委員の説明をお願いいたします。

受付番号1番について、山口委員、お願いします。

○山口委員 10月20日に私と事務局で現地に行き、相続人と立ち会って現地確認をしました。事務局の説明どおり、納税猶予に関してはよく意思確認を行いました。今回の件は問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

次に、受付番号2番について、古木委員、お願いいたします。

○古木委員 10月22日に私と事務局で現地に行き、相続人と立ち会って現地を確認いたしました。事務局の説明どおり、納税猶予に関してまして意思確認を行いました。今回の件は問題ないと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですかね。質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、議案第17号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第17号についてご説明いたします。議案書は6ページ、資料は10、11ページをご覧ください。

申請内容は記載のとおりでございます。申請地の位置図は、総会資料10ページの斜線で示しております。地目は田、現況も田となっております。転用目的は貸露天資材置場です。市内に本社がある土木工事業を営む法人に貸し出し、路面は砂利敷として10トンダンプ等6台、大型重機4台、アタッチメント各種、砂利や足場用単管パイプを置く計画です。農地の区分は、市街化区域に近接し、農地の広がり10ha未満であることから、第2種農地と判断いたしました。被害防除につきましては、境界に高さ50cmほどの擁壁を設置して土砂流出等、周辺への影響を未然に防止し、雨水は浸透施設により敷地内処理とする計画となっております。また、近くに小学校及び高校があることから、安全について配慮をお願いしたところ、学校を訪問し要望を聞き取り、登下校の際に車両の出入りを行わないといったことについて受け入れ、その時間帯については、工事が決まってから協議を行う旨となりました。

令和3年11月8日に申請人、代理人、眞壁委員と事務局で現地を見て確認を行っております。

なお、申請人は、令和3年1月総会において審議した資材置場の5条転用許可

を受けておりますが、4月末で工事を完了する計画のところ、工事中に地中からコンクリート片が発見されており、その処理を巡り工事が停止し、また、工事中に大雨により土砂が道路に流出し、その復旧などで工事期間が大幅に延長しており、いまだ完了の報告は提出されていない状況です。

農地法第5条第1項の許可の審査基準では、許可をすることができない事由として、「申請者が過去に転用許可を受けていながら計画どおり転用を完了していない場合」ということがありますので、完了届の提出がまだである以上、不許可相当とならざるを得ないと考えます。

なお、令和3年1月案件の完了届については、転用事業者に今後の完了予定を聞き取り、今月末で完了する予定であると聞いております。以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。眞壁委員、お願いします。

○眞壁委員 11月8日に私と事務局職員と一緒に現地に行ってきました。今回の申請人及び代理人とお会いし、現地を確認いたしました。内容は事務局の説明のとおりでございます。現地の境界、周辺の被害防除等、申請人から直接確認することができました。通常であれば、今回、転用許可することはやむを得ないと思いますが、深見のほう、別の箇所が転用が完了していないということであれば、不許可とすることが妥当だと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見ございますか。
木村委員。

○木村委員 ほかの場所でまだ完了報告となっていない。今月末で完了されると聞いたのですけれども、今回のこの場所が、図で見たとおり、小学校と高校の間に挟まっている水田ということで、左側のほうが市街化区域という説明があったわけです。これは、市内の業者が重機とか砂利とかの置場にしたいと、かなり広い場所ですが、当然これは持ち主の方が選定して、そういう業者の依頼があったからそこに貸したい、資材置場に貸したいということだけれども、間違いのないとは思いますが。

当然資材置場ということで、別件だったのですが、そこは、申請がごく普通の

資材置場のつもりが、砂利とか土砂とか、前面は6 m道路だったのですけれども、雨が降ったりするとそこに土が流れ込んでしまったりということで、現在も非常に、あのときこうしておけばよかったとか、そういう後悔の部分がたまたま南のほうで2件発生しています。今回のこの場合はそんなことはないと思うのですが、ぜひ、その辺も今後、こういう資材置場とか市街化調整区域ですけれども、許可する場合、その辺は、できるだけ持ち主と借主の状況をもう少しいろいろな意味でチェックした上でと。

というのは、この後半の土砂が流れ込んでしまったという部分に関しては、先日異動された局長が、やはりこういう場合は3年ぐらい、委員会として許可を出すにしても条件付きの許可を出すべきだったということも言っていたので、それも参考にして、今回、許可しないということではないのだけれども、その辺をちょっと頭に入れた上で、今後こういう件については慎重にやると。後になって取り返しがつかなくなってしまうことになりかねないので、ちょっと意見として申し上げておきたいと思います。以上です。

○議長 貴重な意見、ありがとうございます。ほかにご意見。上野委員。

○上野委員 この土地なのか、もう一つの土地なのかわからないですけれども、2～3年前に一時転用で埋め立てた土地ですか。その後でどういうものをつくりますという申請があったと思うのですが、何年前ぐらいだったか、そんなような記憶があったので。2～3年前ぐらいかなという記憶。その前なら僕は知らないです。田んぼだったから埋め立てをやったのではないかと思うのですが。一時転用で埋めたところではないかと思ったので。

○議長 眞壁委員。

○眞壁委員 私は一ノ関なので、多分上野委員が言われているのは、一ノ関の方が、田んぼができなくなって、土を盛って畑にかえるという申請で上がった、そのことですか。

○上野委員 そっちなかと思っただけです。

○眞壁委員 その場所とは全く違います。

○上野委員 わかりました。

○議長 よろしいですか。ほかに質問等、ご意見。眞壁委員。

○眞壁委員　追加みたいなものですが、先ほど木村委員からそんなようなことが過去にあったということもありましたので、立ち会いのとき、一時的な残土を置くようなこともあるとお聞きしたので、これは一時的であって、長期にわたって残土を置かないようにと、業者にそういうお話もして、管理をしっかりとしてくれということも現場でお話をさせていただきましたので、しっかり守っていただければということで終わりました。そのご報告をさせていただきます。

○議長　ありがとうございます。ほかにご意見等ございましたら。池田委員。

○池田委員　ここは、境川の氾濫等で昔はよく水が出たのだらうと思うのですね。多分今も、この小学校の校庭が調整池になっているかと思うのですね。水が出た場合にそれを調整する、運動場がそういう調整池になっているのだらうと思うのだけれども。そういう中で、今こういうことが出てきたというのは、非常に懸念材料が多いのだけれども。

要するに、文教地域の中で挟まれた学校の中で、今後もし、こういうものが許可されていくことになれば、交通安全上の問題で、一応そうは言っているけれども、もう子どもたち、あるいは高校生などというのは、時間外のいろいろな通りが出てくるのだらうと思うので、そこら辺も交通安全上の問題と、予想外の雨が降った場合の中で残土が流れてこないかどうか非常に懸念はしているのですが、その辺は、もう一度ちょっとお聞きしますけれども、どんなふうになっているのか。

○議長　事務局。

○事務局　大雨による土砂の流出が懸念されるということだと思っておりますけれども、当然ながら、こちらは面積もかなり多いということなので、特定都市河川浸水被害対策法という法律がございまして、大雨の際に土砂等の流出というか、雨水が流れ出して、ここの部分だと境川になるのですけれども、そういったところがあふれないように敷地内浸透を確実にさせるという法律があります。それで、ここの部分が、通常の田んぼであったところを埋め立てて資材置場にするということでもありますので、そこをきちんと浸透できるかということ、雨水の流量計算書とかそういったものを出させて、許可を既に受けているということになりますので、その点は確実にしてくれるものだとは思っております。

以上です。

○池田委員　　あと、交通安全。

○事務局　　交通安全につきましては、当然ながら、小学校、高校両方に連絡をさせていただきまして、小学校ですと、敷地側の出入り口部分については、一応通学路としては使用していない出入り口であるということではあります。大型ダンプ等の出入りについては、通学時間帯、登下校の時間帯には通行しない、出入りをさせないという形で協議をしているという形で、また、そういったことも報告書が提出されております。

○議長　　池田委員。

○池田委員　　境川も大分河川改修が進んでおりますけれども、予定外の雨量によって、多分これは50mm対応かな。それで、のみ込みできるのかどうか。この辺は、今、都市型水害というのはほとんどあふれますので。だから、50mm対応ですので、あつという間にあふれるのだろうと。その場合には、当然自区内に雨水がたまってくる。それがまた流れ出るおそれがあるだろう、こういうことも考えられるのですね。今の50mm対応の中で、確かにそれでいいのかという懸念はするのですね。一応これは意見としてお話しさせていただきます。

○議長　　意見としてお聞きします。ほかに。長谷川委員。

○長谷川委員　　改めてちょっとお伺いしたいのですが、こちらに置かれる資材について、もう一度お伺いしてもよろしいでしょうか。

○事務局　　先ほどもご説明させていただきましたけれども、車両として10トンダンプが6台、大型重機、クレーンとかそういったものが4台、アタッチメント各種、バックホーとかそういったもののアタッチメントが30近く、あと砂利、足場用の単管パイプ、先ほど眞壁委員がおっしゃられた建設残土を一時保管という形です。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　基本的に露天の場所で、一帯に砂利を敷いて雨水はそのまま浸透だというお話だったと思うのですけれども、結構重機類が多いかなと。重機類が多いと、やはりメンテナンスのためにグリースや油、軽油なども結構漏れ出てくるもので、それが逆に雨水で浸透していくと土壌汚染の原因になるかもしれない

かと思うのですが、そのあたりの、逆に対策というかを考えていらっしゃるのでしょうか。これで、資材置場としての一時転用を認めました。では、もとに戻しますというときに、土の入れかえやそういったものも発生してくると思うのですが。

○事務局 土の入れかえですか。

○長谷川委員 要するに油類で汚染された土を一回外に出して、きれいな状態の土を入れるという形の復旧をしないといけないですね。そのあたりの認識はあるのでしょうかということです。

○議長 事務局。

○事務局 そのまま資材置場としてずっと使い続けるのであれば、特に土の入れかえ等は発生しないかとは思いますが。一時転用ではないから農地に戻すということではないので。

○長谷川委員 要するに、その下、土はみんなつながっていますので、ほかの周りの、例えば50cmの高さ、土の流出は防ぐというお話だったのですけれども、下を伝ってほかの土壌にも汚染が広がる可能性がある。そのあたりの対策は考えていらっしゃるのでしょうか。

今回申請で網かけになっていると思うのですけれども、この周りはまだ耕作を続ける農地ではあるのですね。そこに対しての土砂の流出等も、あと周辺の学校や道路に土砂の流出を防止する施策はわかったのですけれども、そういった油類の流出を抑えるような防止策みたいなものは考えられているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 敷地の境界部分につきましては、コンクリート製の畔がございまして、深くまでは通っているので、それ以上、下に浸透するという形であるので、直接隣地農地に対して影響は少ないかとはこちらとしては考えておりますが、それに対するグリストラップとかそういったものの施工は、特に計画上ないですね。

○長谷川委員 先ほど池田委員がおっしゃっていた、雨が降ったときに結構浸透する可能性がある。油脂類だと水に浮くので比較的周りに拡散しやすいということですね。そのあたりも考えられて、先ほどの課題のとおりかと。何か感想になってしまうのですけれども、ありがとうございます。意見として。

○議長 意見として採用いたします。木村委員。

○木村委員 もとの説明で、市内の業者が借りるということですね。ダンプが、10トン車6台とか重機4台とか、砂利とかパイプであるとかアタッチメント等かなりの量なので、現在はこの業者はどこか別のところを利用されていると。最初からこれだけの量があるということは、新たに会社を興したということはありませんので、現在、何かの事情で狭くなってしまったから、ここに借り足したか、あるいは今借りているところが、何かトラブルってしまって、クレームがついてしまったから下がってしまったとか、その辺の事情がわかれば。

○議長 事務局。

○事務局 こちらの業者は、市内中央の業者ですけれども、現在、ほかの市、藤沢市、綾瀬市、相模原市のほうに3カ所、計2,600㎡の資材置場を借りている状態で、こちらは4,000㎡なのですが、こちらに集約する計画ということになります。また、子会社のほうがリニアの関係で今後受注がふえていくということで、そういった子会社のほうに、このアタッチメントとか重機等を貸し出すことも考えているということです。そういったことで、需要が増えていくであろう事から、事業の拡大を含めて、かつ、効率的な面からこちらを選定し、面積を増加させたという計画で申請されております。

○木村委員 それでは、今までは藤沢市とか相模原市とか3市でされたものをここに集約すると。その3市で借りているのは長年借りているのでしょうかけれども、特別トラブルとかそういうことは、その辺までは確認できていない。

○事務局 特に確認はできておりません。効率の問題から1カ所で管理したほうが便利というか利便性がいい、かつ、自分たちの会社に近いところであるというのが理由でありますので、そういったところで、何か問題を起こしたという話は聞いておりません。

以上です。

○木村委員 それで、先ほど来、池田委員とか長谷川委員が心配というか、万が一ということで話されていたと思うんですけれども、先ほど冒頭に私が話した2カ所のうちの後半の、いわゆる土砂とか砂利とか、現在、もう4～5年前に申請が出て、今継続しているのですが、これは最初に始めたころは、土砂が6m道路

に流れ込んでしまっていて、それで、そこは地元のメイン通りなんです。それで警察まで出動するような事態があったのです。

現在の、警察まではないにしても、当然その辺の指導は行政なり警察が継続してされていると思うのだけれども、今でも雨などが降ると、やはり多少なりとも土が道路に流れ込んだり、そうすると作業員が一生懸命ほうきとかいろいろなものでやっていますけれども、そんなことで非常に、今になってみると、メイン通りで、周辺がいわゆるコンビニがあったりということで人が割と集まる場所なので、失敗したというか、当時の委員としてもちょっと反省はしているのですけれども。ここについては、今回の件についてはそんなことはないと思うのだけれども。

例えば、私が先ほど言いましたように、こういう問題は、例えば、条件つきで委員会として許可する、そういう方法というのは難しいのかな。先ほど私が過去のその件を踏まえて、ああいうケースも出かねないので、今後はこういう場合、やはり3年間とか4年間の条件つきで許可を出したほうが良いということが雑談の中で出ていたものですから。そういう方法も1つあるのかと。可能であれば。それでまた、3年、5年の中で、何か油の問題とか、そういうそこから出たもろもろのものが、学校とか周辺の住民あるいは通学の学生、生徒に影響を与えるなどということも頭に入れておく。場所が場所だけに、ちょっと神経過敏過ぎるかもしれないけれども、そういうことも踏まえた上で、今言ったような条件つきみたいなことがどうなのかと思って、ちょっとお聞きしたいと思うのです。

○議長 事務局。

○事務局 今、池田委員からご意見いただきまして、条件を付した中での進達というアドバイスもいただきましたが、やはり当委員会といたしましても、学校の近隣であるということで、より一層安全には配慮した形で転用または工事に着手していただきたいという気持ちはあります。そういった中で、やはり条件を付してという形で進達するというのは、非常に有効だと考えております。

ただし、期間的なものを付してというところもあったのですが、その部分はどのあたりまで期間を条件の中に付して有効になるかというところもあると思

うのですが、いずれにしても、子どもたちが通う施設の隣接地にこういった資材置場があらわれるというところもありますので、まずは安全に十分に配慮してほしいという旨を、委員会の許可の条件とあわせて進達の際にしっかり県に伝えていきたいと考えております。

ただし、今回の場合については、前の申請がまだ完了していないというところもあり、進達の内容として不許可という形にはなってしまうと思うのですが、いずれにしても、今回の議案については、その辺の安全配慮というところは強く県のほうには訴えていきたいと考えております。

○木村委員　特にそれは強調して、申請者、利用者のほうにぜひお願いしたいと思えます。

○議長　今回の会長・局長会議は、先ほど報告いたしましたけれども、そこに要望書を検討したということで先ほど県央地区の件で申し上げましたが、その中でも今、木村委員がおっしゃった関係について、国に強く要望していこうという動きがございます。

内容的には、農地転用は、要件等がそろえば転用は可能であるが、心ない業者による農業環境の悪化や申請内容とは違う利用形態、運用により、農業者から苦情があるわけですがけれども、強い指導ができず苦慮していると。このような、農地転用完了後であっても数年間、例えば先ほどおっしゃった3年なり4年なり、そういった期間、農地法による指導や是正指導ができるような仕組みを県として国に要望していくことという意見も出ています。

これの報告を受けたときに懸念しているのは、やはり皆さんと同じように、文教地区だと、それから、周りは農業を一生懸命、田んぼで耕作していると。そういう状況から見たら、往々にして資材置場の形態によってはクレームが相当あるのではないかと。ただ、それについては、近隣の耕作者、また学校等へも同意書をとって説明をきちんとしているという報告でしたので、それについては問題ないのですが、ただ、クレームが出た際、申請者が窓口になって責任を持って対応する、説明する、そういう趣旨の文書が出せないのかどうかと。

これは、法的なものはないにしても、姿勢として、3,000㎡を超える農地ですから、きちんと申請者に対してくぎを刺しておく、言い方は悪いのですけ

れども、きちっと文書で農業委員会に出していただく、これも必要かと私は考えているのです。ですから、それについては、先ほど皆さんから出ているような条件つきという中で、やはりある程度きちんとやっておいたほうが良いと思います。

今回は、たまたま前の工事が完了していないということですので、議案としては不採択という形で出ておりますけれども、この辺も含めて、慎重審議をやった結果、そういうものも必要かと思っております。

どうでしょうか、その辺も。

暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

○議長 再開いたします。どうぞ。

○荒井委員 自分も水稻を栽培しているのですけれども、ちょっとこの区域は把握していなくて、周りの田んぼが水稻を栽培しているのか。されているとすると、すごく栽培しにくくなるという印象と、あと、周りの地主さんがすんなり容認したのかどうか、ちょっと参考までにお聞きしたいのですけれども。

○議長 事務局。

○事務局 まず、やりにくくなるという話だったのですけれども、区域の境について、コンクリート製の畔がありまして、そこから50cm離して擁壁をつくって、擁壁が路盤面から50cm高くなるような、小石とかそういったものが出ないようにしてくれという話をさせていただいて、それはすんなりのんでそういう形になったので、コンクリート製の畔を使った、農薬散布とかそういったものに関しての影響はないかと考えます。

○荒井委員 西側の部分に関しては、水路がきちんと生きているということですね。もし水稻を栽培するのであれば水を送れるように。

○事務局 そうです、水はできると。

○荒井委員 その水路は確保してあるということですね。

○事務局 はい。もう一つ、何でしたか。

○荒井委員 隣の水田の持ち主とかはすんなり、反対とかそういう意見はなかったのかどうか、ちょっと参考までにお聞きしたいのですが。

○事務局 隣接農地の方ですけれども、所有者が4名で、借りている方が1名で、5名分のみに説明に行かせまして、所有者のうち3名と借りている方1名については通常の同意書を得ているのですけれども、そのうちの1名、説明は受けただけでも同意はしないという形で、そういった書類を受け取っております。

○荒井委員 その一角は、水稻を栽培されてはいましたか。奥のほうは、＜川側＞のほうはされてはいましたか。

○事務局 南側の東西については、どちらも畑ですね。北側の東西については水稻ですね。

○荒井委員 その間に資材置場が入るとするのは、同じ立場としては絶対に賛成できないと感じたので、ご参考までにお聞きしました。ありがとうございます。

○議長 古木委員。

○古木委員 それに関して、こういう資材置場というのはいろいろな不特定の人が入り出すと思うのですよ。それで、苦情がいろいろ来ていると言っていましたけれども、その苦情に関しての対応は全て市がやるのですか、それとも県がやる対応なのですか。

例えば、無断で火を燃やすとか、そういうものがあるのですね。資材置場だと、勝手に。これだけの3件の部所を持っているということは、いろいろな資材とか、今言った油とかそういうものがあると思うので、その中で処分ができないとなると、燃やしたりといったことをするので、そういったことが、うちの近くもそれで1回あったので。かなりそういうものが、燃やしたり、勝手に処分してしまうと思うのですよ。そういったときも、調整区域だから、県がやるのか市が都度、苦情が来たら行くのはどっちかだと思うのですけれども、大体は市が対応されるのですかね。

○議長 事務局。

○事務局 先ほどおっしゃられました、燃やしているということであれば、当然無許可での野焼きであったりと考えられますので、そういったことであれば、当然市の消防が担当することになるでしょうし、勝手に廃材とかそういったものを埋めるとか、そういうことであれば、県の廃棄物処理法の廃掃法と言われるものの担当である県が担当になります。何をやるかによって本当に担当者が違うの

で、一概にどこが統一した窓口ですと言うことはできないし、当然、農業委員会事務局にそういった通報があれば、どういったことかを調べた上で、担当部に通報させていただくということでやっております。

○古木委員 定期的な巡回とか、それはされない。特例、そういう苦情以外はやらないということですか。

○事務局 それは多分やる権限がないのが正解だと思います。

○古木委員 さっき言った地元の方は不安に思うというところもあるので、その業者には申し訳ないけれども、きちんとしている業者だというのは、普通の人にはわからないから、いろいろな行動ををすると思うのですよ。きちんとした資材置場で使ってくればありがたいのだけれども、資材置場というのは、ちょっと外れて使う可能性があると思うのです。今言ったように、いろいろな重機とかそういうものが入っているのです。ダンプ、10トントラックが入ってくると一番苦情が来ると思うのですよ。こういうものもあるのだけれども、そういった定期的な、やるのかやらなくてもいいのかが、苦情が来たら動くかというところなのかね。

○議長 暫時休憩。

〔暫時休憩〕

○議長 再開いたします。

事務局、今のことは議事録にきちんと残して、申請者に対しても、こういう意見が出たということ踏まえて、今回は不許可になったのだけれども、前の工事の完了がされていないということで不許可。ほかについても、こういう意見が出ましたということは、申請者にきちっと伝えるということによろしいですかね。

○事務局 はい。申請者及び県のほうにも伝えさせていただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。これより採決に入ります。

議案第17号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。本件を不許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第17号は、不許可とすることに決定いたしました。なお、この案件は、農業委員会ネットワーク機構の常設審議委員会で、転用面積が3,000㎡を超えるため諮問されることとなります。

以上でございます。前後しましたけれども、先ほどの関係については、事務局で申請者にきちんと伝えていただきたい。

○議長 日程第8、議案第18号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題に供します。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第18号についてご説明いたします。

議案書は7ページ、案内図は総会資料の13ページとなります。

生産緑地を所有していた被相続人が、令和2年8月14日に死亡したことにより、相続人である子及び孫が生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。本件の相続人は、亡くなるまで農業に従事していたことから、主たる従事者であると判断できます。現地は保全管理がなされております。については、事務局にて申請人の1人より申請内容について聞き取り、青木委員と令和3年11月10日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認しました。また、被相続人は、子どもが3人、うち1人が亡くなっており、その孫2人が代襲相続となっておりますが、相続が難航し、今月初めにようやく遺産分割協議がまとまり、すぐに本申請を行ったことから、やむを得ない事由と判断いたしました。

なお、本日、青木委員が欠席のため、地元委員の意見として、現地は保全管理されており、被相続人が農業従事者であったことは確認しており、問題ないと思います。また、申請が遅れた事由についても、やむを得ないものであったと思いますと言付かっております。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。質疑を終結いたします。これより採決してまいります。

議案第18号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について、証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、証明することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和3年11月大和市農業委員会第11回総会を閉会いたします。

午後12時10分 閉会